一　地域再生計画の作成主体の名称　栃木県
二　地域再生計画の名称　とちぎ本社機能立地促進プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　栃木県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第三十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年三月十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　群馬県
二　地域再生計画の名称　群馬県地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市及びみどり市並びに群馬県北群馬郡榛東村及び吉岡町、甘楽郡下仁田町及び甘楽町、吾妻郡中之条町及び東吾妻町、利根郡昭和村及びみなかみ町、佐波郡玉村町並びに邑楽郡板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第三十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年三月十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　群馬県利根郡片品村
二　地域再生計画の名称　尾瀬の郷・片品の地域資源を活用した村中心地区活性化による若者の雇用創造プラン
三　地域再生計画の区域の範囲　群馬県利根郡片品村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（四の六）

○内閣府告示第三十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年三月十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　埼玉県、熊谷市、秩父市、飯能市、本庄市及び深谷市並びに埼玉県比企郡小川町及びときがわ町、秩父郡横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町及び東秩父村、児玉郡美里町、神川町及び上里町並びに大里郡寄居町
二　地域再生計画の名称　埼玉県企業拠点強化促進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　秩父市、本庄市及び深谷市並びに埼玉県比企郡小川町及びときがわ町、秩父郡横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町及び東秩父村、児玉郡美里町、神川町及び上里町並びに大里郡寄居町の全域並びに熊谷市及び飯能市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第三十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年三月十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　千葉県長生郡一宮町
二　地域再生計画の名称　一宮町新世代サーフタウン地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　千葉県長生郡一宮町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　補助対象財産の転用手続きの一元化・迅速化（四の五⑭）

○内閣府告示第三十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年三月十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　十日町市
二　地域再生計画の名称　道の駅を核とした仙田創生プラン～小さな拠点で「地区・ひと・サービス」をつなぐ～
三　地域再生計画の区域の範囲　十日町市の区域の一部（川西地域仙田地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　都市農村共生・対流総合対策（四の六）

○内閣府告示第三十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年三月十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　ふくい経済強化計画
二　地域再生計画の名称　福井県の全域
三　地域再生計画の区域の範囲　福井県
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（四の五②）

○内閣府告示第三十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年三月十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福井県
二　地域再生計画の名称　ふくい原子力・地域産業活性化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　福井県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（四の五②）

○内閣府告示第三十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年三月十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県小県郡青木村
二　地域再生計画の名称　道の駅あおきを中心とした小さな拠点形成実現のための地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　長野県小県郡青木村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（四の六）

○内閣府告示第三十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年三月十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三